

審査の結果の要旨

論文提出者氏名 二村淳子

本論文「<sup>アール・アナミット</sup>「安南藝術」から<sup>ミートゥアット・ベトナム</sup>ベトナム美術へ——フランス統治下の半世紀——」は、ベトナムにおける美術（藝術・工藝）の近代がどのように成立したのか、その内実と位置づけについて、1887年から1945年にいたるフランス統治下のベトナムを対象として、美術（藝術・工藝）にかかわる言説、教育、市場など、さまざまな観点から分析を行ない、その近代化の実相と意義を明らかにしようと試みたものである。

全体の構成は、全十六章を第一部「美術と技術 一八八七～一九二三年」、第二部「ふたつの「ルネサンス」 一九二四～一九三一年」、第三部「フランスとベトナム 一九三二～一九四五年」のように時期ごとの特徴が見えやすいように配置し、前後に序章と終章を加える。タイトルが「安南藝術」に「アール・アナミット」というフランス語の読みを添え、「ベトナム美術」に「ミートゥアット・ベトナム」というベトナム語の読みを添えるように、本論文の基本的な観点には、初期にはフランスの植民地政策と連動して行われたベトナム藝術・工藝の近代化を、ベトナム側が一面では受け入れつつ、そこから主体的に契機を見出し、戦略的に組み換えて、新たな「ベトナム美術」を創出していったと見なすものであるが、その過程は、本論文が明らかにするように、異なるベクトルが輻輳する複雑なものであり、広範かつ精緻な分析が求められる。

そのために、第一部では、まず第一章において、フランス人の言う「安南藝術」というカテゴリーがどのような文脈において作られたのかを明らかにし、第二章では、1902年のハノイ博覧会、1906年と1922年のマルセイユ植民地博覧会の実態を検証して植民者側の視線を浮かび上がらせ、さらに第三章では、フランスによってベトナムに導入された技術教育における「産業藝術」「装飾藝術」「応用美術」といった概念が、むしろベトナムにおける美術（藝術）の不在を意識させ、新たな歩みを促した可能性を指摘する。それをふまえて第四章では、ベトナム知識人による啓蒙組織である開智進徳会が1923年に催した美術サロン「鬪巧美藝」（仏語名称「Salon 23」）に注目し、新たなベトナム美術創成がどのような問題意識において行われたのかを詳細に分析し、第五章では近代翻訳語としての「美術」（ミートゥアット）を検討しつつ、ベトナムの近代知識人たちの「美術」概念受容に重要な分岐が見られることも鮮やかに示す。

こうして始まった「ベトナム美術」が、方向を異にするベクトルを内包しつつ、どのように具体化され、形成されていくのかを見るために、第二部では、まずフランス側とベトナム側双方が美術の推進のために依拠した「ルネサンス」という概念に着目する。第六章では1925年にハノイに設立されたインドシナ美術学校において「ルネサンス」がスローガンのように用いられていたことを指摘し、その源流と内実を明らかにし、第七章では、近代ベトナムの代表的知識人であるファム・クインの「ルネサンス」言説に着目し、岡倉天心との関わりも視野に入れて、アジアにおける近代思想としての「ルネサンス」の位置づけを試みる。それらをふまえて、第八章では、ベトナム知識人による「安南ルネサンス」運動を具体的な言説に即して分析し、その運動がヨーロッパの「ルネサンス」の移植ではなく、むしろ抵抗と脱植民地化のために「ルネサンス」に戦略的に依拠したという道筋を示す。さらに、「ベトナム美術」創成の足場となったインドシナ美術学校について、第九章から第十一章までの三章を費やして、フランス側の思惑とベトナム側の戦略、実現しなかった「陶藝クラス」「ハノイ近代西洋美術館」構想、インドシナ美術学校校長のヴィクトール・タルデューの役割などの論点を提示し、フランスなどの諸機関に所蔵される文書を渉猟して、これまでに知られていなかったその実態を明らかにする。

第三部は、以上をふまえて、ベトナム人画家による近代ベトナム絵画の制作が具体的にどのように行われたのか、まず第十二章でナム・ソンの絵画論から始め、第十三章から第十五章は、ファン・チャン、レ・フォー、ヴ・カオ・ダン、マイ・トゥラの絵画を分析し、第十六章は漆画についての考察を行なう。植民者からもたらされた観念や技術を利用しつつ、戦略的に組み換えて独自の美術を創成しようとする姿勢が共通して見られることに、本論文は「ベトナム美術」の近代の本質を見出し、終章における総括へと結ぶ。

以上のような構成と内容をそなえた本論文は、言説・制度・制作物などを幅広くとらえた上で、それぞれに即した論点にしたがって深く分析することで、ベトナムにおける美術（藝術・工芸）の近代がどのように形成されたかを明らかにするもので、創見に富み、資料発掘の意義も高く、この分野の今後の研究において不可欠の成果であることは疑い得ない。審査委員会では、近代以前のベトナムの歴史や文化に対する理解がやや限定的であること、ベトナム語による研究をさらに参照すべきであること、フランスの植民地政策や植民地論の言説全体における位置づけになお留意が必要であることなどについて指摘があったが、これらは本論文の学術的価値を損なうものではないことも確認された。

よって、本審査委員会は博士（学術）を授与するにふさわしいものと認定する。